令和６年度　かながわ犯罪被害者サポートステーション

市町村支援専門コーディネーター募集要領

１　応募資格

(1) 犯罪の被害にあわれた方の気持ちに寄り添い、犯罪被害者等の生活支援を直接的に行う市町村に対し助言や調整を行うなど、意欲を持って職務に当たることができる方であり、社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を取得後、地方公共団体や社会福祉施設等における生活支援業務、相談業務、ケースワーク業務等の職務経験を５年以上（令和６（2024)年３月までに５年になる人を含む。）有している方。年齢は問いません。

（注）地方公務員法第16条の規定に該当する方及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できませんので、ご了承ください。

＜地方公務員法第16条規定に該当する方＞

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 週29時間勤務（例として１日７時間45分×週４日勤務、ただし、４週のうち１週は週３日、４週のうち１日は７時間30分などの勤務）が可能である方。（詳細は応相談）

２　採用予定日

　令和６年４月１日（月）

３　雇用期間

令和７年３月31日（月）まで（雇用期間を延長する場合があります。）

４　業務内容

犯罪の被害にあわれた方への支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」における市町村支援及び調整業務で、主に次の内容です。

・市町村向け犯罪被害者等支援指針（ガイドライン）策定

・市町村における総合的対応窓口の機能強化に向けた支援

・市町村の条例制定に向けた支援

・市町村職員向けハンドブック改訂

・市町村職員等を対象とした研修等の充実強化

５　勤務条件

(1) 勤務場所　横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２(かながわ県民センター14階

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」

(2) 勤務時間　１日７時間45分×週４日（週29時間）勤務、ただし、４週のうち１週は週３日のうち１日は７時間30分週29時間以内（４週間での平均）。会計年度任用職員(非常勤)。

(3) 報酬(日額)

勤務した時間に応じて計算した額を支給します。

報酬基準額　1時間当たり1,848円（地域手当相当分を含む）。協議単価。

(4) 通勤手当等

通勤手当を支給します（県の規定による。）。

健康保険・厚生年金・雇用保険については、原則、加入となります。

(5) 期末手当等

期末手当等を支給します（県の規定による。）。

６ 応募手続き

(1) 提出書類

次の書類を期日（令和６年３月５日（火））までに提出してください。

（様式１）　「かながわ犯罪被害者サポートステーション市町村支援専門　　コーディネーター採用申込書(募集)」

（様式２）　「かながわ犯罪被害者サポートステーション市町村支援専門　　コーディネーターの募集にあたって」

（その他）　資格等の写し

上記の様式１～２は、神奈川県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0222/> **くらし安全交通課**　　　**検 索**

（注）提出された応募書類等は、返却しませんのでご了承願います。

提出された個人情報は、個人情報保護法及び神奈川県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

(2) 応募期間

　令和６年２月26日（月）～３月５日（火）(必着)

(3) 応募方法

提出書類を下記の応募・問合せ先まで郵送又は持参してください。郵送の場合は封筒に「専門コーディネーター応募」と朱書きし応募期日までに届くようご郵送下さい。持参される場合の受付時間は、平日の８時30分から17時15分です。

７ 面接について

(1) 面接日

　 具体的な日時については電話でご連絡します。

※面接時間は、1人20分程度の予定です。

(2) 面接場所

かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２）内会議室

* 面接開始10分前までに、かながわ県民センター14階の「かながわ犯罪被害者サポートステーション」にお越しください。

８ 結果の発表等

合否の結果は、面接日から５日以内に、県くらし安全交通課から電話でお知らせします。なお、合否の結果についての電話、電子メール等による問合せにはお答えしません。

＜ 応募・問い合わせ先＞

　　〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２(かながわ県民センター14階

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」内）

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部 くらし安全交通課 横浜駐在事務所

電話　045(312)1121 内線3431

― 以上 ―